

4月1日から、湯河原町景観計画が施行されます

都市計画課 内線534

町では、4月1日から景観計画が施行されることとなりました。

景観計画とは、景観法に基づく法定計画書で、景観行政を推進する際に必要となる基準などを定めたものです。これにより、皆さんが家などを建てる場合、また外壁・屋根などの色の塗り替えをする場合には、役場への届出が必要となります。

届出が必要となる規模は・・・

新築・増築・改築などの場合は、延べ床面積150㎡を超えるもの又は3階建て以上、塗り替えは、塗り替える部分の面積が50㎡を超えるものなど（温泉場地区では、延べ床面積10㎡を超えるもの、塗り替えは、塗り替える部分の面積が10㎡を超えるものなど）

届出が不要な規模のものでも、景観計画は適用されます。

景観計画の内容は・・・

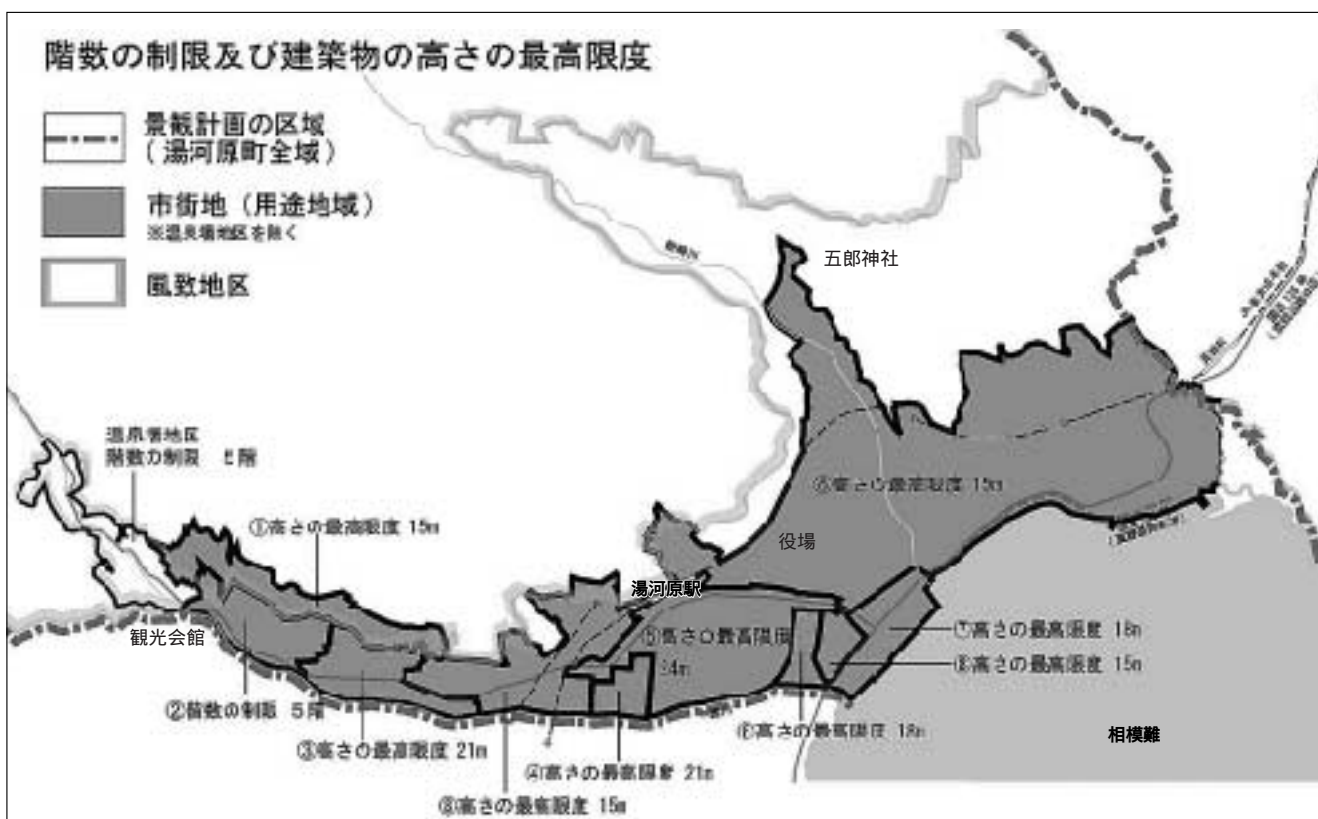
階数の制限：温泉場、宮上の一部区域で5階以下（下図参照）

高さの最高限度：区域ごとに15m～24m以下（下図参照）

色彩の制限：落ち着いた色を基準とし、華やかな色彩はできません。（彩度の基準有り）

景観まちづくり推進地区：温泉場地区（別基準有り）

詳しくは、湯河原町景観計画をご覧ください。



湯河原町景観計画は、都市計画課窓口及び町ホームページで見ることができます。